

あま市地域密着型サービスの利用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第8項及び法第115条の12第6項の条件について、地域密着型サービス事業所（以下「サービス事業所」という。）の利用に関する基準を定め、適正な運営を確保することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要領の対象となる指定地域密着型サービスは、次のとおりとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護
- (5) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(利用制限の内容)

第3条 前条に規定するサービス事業者は、あま市における被保険者資格取得期間が6月を経過しない介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）と契約を締結してはならない。

(例外措置)

第4条 前条に関わらず、次のいずれかに該当し、市長が必要と認めた被保険者は、第2条に規定する指定地域密着型サービスを利用することができるものとする。

- (1) 親族等による虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が必要と認められる者
 - (2) その他早急にサービスの利用が必要と認められる者
- 2 サービス事業所は前項に該当する場合は、利用希望者と契約を締結する前に地域密着型サービス例外措置申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を精査し、地域密着型サービス例外措置承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(サービス事業所の要件)

第5条 前条第1項に規定する被保険者を受け入れる際、サービス事業所は利用希望をしている既存の待機者がいない又は既存の待機者より利用の必要性が高い場合に限り、受け入れることができる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より適用する。なお、この要領の適用の前日までにあま市の被保険者となった者は、この限りでない。